



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

976	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)
977	"	(")
978	"	(")
979	"	(")
980	"	(")
981	"	(")
982	"	(")
983	"	(")
984	"	(")
985	"	(")
986	"	(")
987	"	(")
988	"	(")
989	"	(")
990	"	(")
991	"	(")
992	"	(")
993	"	(")
994	"	(")
995	"	(")
996	"	(")
997	"	(")
998	"	(")
999	"	(")
1000	"	(")
1001	"	(")
1002	"	(")
1003	"	(")
1004	"	(")
1005	"	(")
1006	"	(")
1007	"	(")
1008	"	(")
1009	"	(")
1010	"	(")
1011	"	(")
1012	"	(")
1013	"	(")
1014	"	(")

1015 " (")

告 示

和歌山県告示第976号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット屋形店
和歌山市屋形町4丁目29番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課
(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課
(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第977号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ六十谷店
和歌山市六十谷字有高217-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日

平成20年5月15日

5 変更した理由

代表取締役の変更のため

6 届出年月日

平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第978号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パームシティ和歌山店
和歌山市中野31-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日

平成20年5月15日

5 変更した理由

代表取締役の変更のため

6 届出年月日

平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第979号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート和歌山北バイパス店
和歌山市平井154
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第980号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ鳴神店
和歌山市鳴神櫛ノ掛121-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第981号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ本社中島店
和歌山市中島185番地の3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第982号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ紀三井寺店
和歌山市毛見藪下19番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第983号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーデンパーク和歌山
和歌山市松江向鶴ノ島1469-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日
平成20年5月15日

5 変更した理由
代表取締役の変更のため

6 届出年月日
平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第984号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。
なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。
平成20年7月11日
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ高松店
和歌山市西高松1-278-14

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)オークワメッサ西高松店
(変更後)メッサオークワ高松店

(2)大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日
平成20年5月15日

5 変更した理由
3の(1) 大規模小売店舗の名称の変更のため
3の(2) 代表取締役の変更のため

6 届出年月日
平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第985号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。
なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。
平成20年7月11日
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブライスカット神前店
和歌山市神前509 外6筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

<p>和歌山市中島185番地の3 株式会社オージョイフル 代表取締役 矢島和久 大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也</p> <p>4 変更年月日 平成20年5月15日</p> <p>5 変更した理由 株式会社オークワ代表取締役の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年6月2日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>	<p>和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也</p> <p>4 変更年月日 平成20年5月15日</p> <p>5 変更した理由 株式会社オークワ代表取締役の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年6月2日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>
<p>和歌山県告示第986号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成20年7月11日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングプラザ西浜店 和歌山市西浜940-1 外</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也 和歌山市中島185番地の3 株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男</p>	<p>和歌山県告示第987号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p> <p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p> <p>平成20年7月11日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プライスカット医大病院前店 和歌山市紀三井寺中浜840-1</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男 和歌山市新中通6丁目15番地</p> <p>3 変更した事項 (1)大規模小売店舗の設置を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社ヒラマツ 代表取締役 平松泰行</p>

(変更後)株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
 4 変更年月日
 3の(1) 平成18年11月21日
 3の(2) 平成20年5月15日
 5 変更した理由
 設置者 株式会社ヒラマツ代表取締役の変更のため
 小売業者 株式会社オークワ代表取締役の変更のため
 6 届出年月日
 平成20年6月2日
 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第988号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 オークワ大浦街道店
 和歌山市湊西の坪45-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本進三
 和歌山市西浜1660-180
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

- 4 変更年月日
 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
 株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
 平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第989号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターコーナン和歌山中之島店
 和歌山市納定字西100-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第990号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ海南幡川店
海南市幡川下九条105 外14筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため

- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
海南市まちづくり部商工観光課(海南市日方1525番地の6)
和歌山県海草振興局産業振興部産業総務課(和歌山市湊通丁北1丁目2番地の1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第991号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ高野口店
橋本市高野口町伏原越ヶ坪139-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
(1)大規模小売店舗の所在地
(変更前)伊都郡高野口町伏原越ヶ坪139-1
(変更後)橋本市高野口町伏原越ヶ坪139-1
(2)大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
3の(1) 平成18年3月1日
3の(2) 平成20年5月15日

- 5 変更した理由
 3の(1) 所在地の市町村合併に伴う変更のため
 3の(2) 代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
 平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)
 和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課(橋本市市脇四丁目5番8号)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第992号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 オークワ橋本林間店
 橋本市三石台1丁目2-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
 和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
 (変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
 代表取締役の変更のため

- 6 届出年月日
 平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)
 和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課(橋本市市脇四丁目5番8号)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第993号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 オー・ストリート橋本彩の台店
 橋本市あやの台1丁目50-3 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
 和歌山市中島185番地の3
 株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫
 千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
 (変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
 代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日

平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課（橋本市市脇四丁目5番8号）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第994号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワロマンシティ御坊店

御坊市湯川町財部181

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日

平成20年5月15日

5 変更した理由

代表取締役の変更のため

6 届出年月日

平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和

歌山市小松原通一丁目1番地）

御坊市産業経済部商工振興課（御坊市藺359番地）

和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課（御坊市湯川町財部651）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第995号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット御坊店

御坊市藺314-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

4 変更年月日

平成20年5月15日

5 変更した理由

代表取締役の変更のため

6 届出年月日

平成20年6月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課

（和歌山市小松原通一丁目1番地）

御坊市産業経済部商工振興課（御坊市藺359番地）

和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課（御坊市湯

川町財部651)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第996号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーシティ田辺店
田辺市東山1丁目5-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第997号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワパビリオンシティ田辺店
田辺市稲成町新江原3165 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第998号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店
田辺市下万呂裏代416-2 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 金森義雄
御坊市湯川町財部1053-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第999号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ新宮仲之町店
新宮市谷王子418-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
新宮市まちづくり政策部商工観光課（新宮市春日1-1）
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（新宮市緑ヶ丘4-8）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
新宮市佐野3丁目11番19号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
新宮市まちづくり政策部商工観光課(新宮市春日1-1)
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課(新宮市緑ヶ丘4-8)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1001号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ岩出西店
岩出市中黒641-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1002号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がそ

の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワミレニアシティ岩出店
岩出市中迫塚本147
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
辻野開発株式会社 代表取締役 辻野嘉人
大阪府阪南市尾崎町86番地の1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1003号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット岩出北店
岩出市今中119-1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男
和歌山市新中通6丁目15番
- 3 変更した事項
(1)大規模小売店舗の名称
(変更前)ヒラマツ岩出店
(変更後)プライスカット岩出北店
(2)大規模小売店舗の設置を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社ヒラマツ 代表取締役 平松泰行
(変更後)株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男
(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
3の(1) 平成18年4月26日
3の(2) 平成18年11月21日
3の(3) 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
3の(1) 大規模小売店舗の名称の変更のため
3の(2) 設置者 株式会社ヒラマツ代表取締役の変更のため
3の(3) 小売業者 株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1004号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更

の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店
紀の川市打田天王1364番地の1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1005号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ粉河店
紀の川市粉河762
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1006号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称

称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井阪店
紀の川市下井阪597
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課（岩出市高塚209番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1007号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」

を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ貴志川店
紀の川市貴志川町神戸205-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課（岩出市高塚209番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1008号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するよ

うに提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワかつらぎ店
伊都郡かつらぎ町佐野884-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）
和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課（橋本市市協四丁目5番8号）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1009号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定に

より公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ湯浅店
有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
湯浅町産業建設課（有田郡湯浅町湯浅1055-9）
和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1010号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
有田郡有田川町天満池の内407-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
有田川町産業課(有田郡有田川町大字金屋3番地)
和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課(有田郡湯浅町湯浅2344-1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1011号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワみなべ店
日高郡みなべ町芝227-1

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
(1)大規模小売店舗の名称
(変更前)オークワ南部店
(変更後)オークワみなべ店
(2)大規模小売店舗の所在地
(変更前)日高郡南部町芝227-1
(変更後)日高郡みなべ町芝227-1
(3)大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
3の(1)及び(2) 平成16年10月1日
3の(3) 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
3の(1) 大規模小売店舗の名称の変更のため
3の(2) 所在地の市町村合併による表示変更のため
3の(3) 代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
みなべ町産業課(日高郡みなべ町芝742番地)
和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課(御坊市湯川町財部651)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1012号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定に

より公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
白浜ショッピングセンター
西牟婁郡白浜町1349-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
株式会社プラス 代表取締役 野田正史
田辺市宝来町17-12
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
株式会社オークワ代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1013号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ上富田店
西牟婁郡上富田町朝来154-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
（変更後）株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
平成20年5月15日
- 5 変更した理由
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1014号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワすさみ店

<p>西牟婁郡すさみ町周参見向ノ芝4148-1</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也 和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也</p> <p>4 変更年月日 平成20年5月15日</p> <p>5 変更した理由 代表取締役の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年6月2日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） すさみ町産業経済課（西牟婁郡すさみ町周参見4089） 和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>	<p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也 和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の設置を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣 (変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也</p> <p>4 変更年月日 平成20年5月15日</p> <p>5 変更した理由 代表取締役の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年6月2日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） 串本町商工農林課（東牟婁郡串本町串本1800番地） 和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（新宮市緑ヶ丘4-8）</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>
<p>和歌山県告示第1015号</p>	
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p>	
<p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。</p>	
<p>なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。</p>	
<p>平成20年7月11日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>	
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ串本店 東牟婁郡串本町串本字森生40番地の22 東牟婁郡串本町串本2001 外7筆</p>	